

西三河南部東医療圏公的病院等再編計画について

1 県立愛知病院の休止について

県立愛知病院（一般病床 100床）は、令和5年3月31日をもって休止となり、休止期間は医療法上最大1年間であり、その後、当医療圏から病床数100床が減少することになります。

2 当医療圏の病床数について

一般病床及び療養病床の基準病床数に対して、既存病床数が上回っている過剰病床地域であり、増床は原則として認められない医療圏となっています。

（令5年3月31日現在）

基準病床数 A	既存病床数 B	差引数 B - A
2,083 床	2,490 床	407 床

3 医療計画制度の特例措置について

医療法施行規則第30条の32第2号における「厚生労働大臣が認める事情」について、平成18年6月9日付け厚生労働省医政局指導課長通知により「複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。都道府県において、当該公的医療機関の役割や公的病院等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。」とされています。

当制度を利用し、公的病院に該当する県立愛知病院とその他医療機関との役割分担等も含めて、西三河南部東医療圏公的病院等再編計画（案）が作成されました。

4 特例措置を利用しての今後の流れについて

- ・当委員会で承認されたら、厚生労働省へ今回の事例が特例の対象になるかの事前の協議を行います。
- ・厚生労働省への事前協議で内諾が得られたら、令和6年1月又は2月に開催する当委員会で、各医療機関からの病床整備計画を協議し、県医療審議会医療体制部会での承認が必要となります。